



**初めてでも大丈夫！**

# **就労選択支援サービス利用の流れ**

**(特別支援学校の進路を支えるすべての方へ)**



特定非営利活動法人エヌピーオー事業協議会  
就労選択支援事業所 就労選択支援Jastポータル  
就労選択支援員 増田 琢人

# 就労選択支援とは？

保護者の皆様へ

令和7年（2025年）10月より、就労継続支援B型の利用を希望される方は、原則としてこの「就労選択支援」によるアセスメントが必要になりました。手続きには相応の時間がかかりますので、学校の先生と連携して早めに準備を進めましょう。

※就労継続支援A型は令和9年4月～原則利用 ・就労移行は希望に応じて利用であり、原則ではありません。

該当する方 ①進路選択に迷いがある方 ②自分の適性・能力を把握しきれていない方  
③卒業後 就労継続支援B型を利用希望の方

就労選択支援の利用時期について

- ・卒業後の進路選択を考えるうえで、アセスメントした情報を活用できるように3年生以外の各学年でも利用が可能です。
- ・必要に応じて、在学中に複数回利用することも可能です。
- ・利用に関しては、個人で進めず、学校の先生にご相談ください。



✓ 知っておいていただきたい 就労選択支援の「目的」

この制度は、卒業後の進路先を急いで「決定」したり、無理に「選別」したりするためのものではありません。

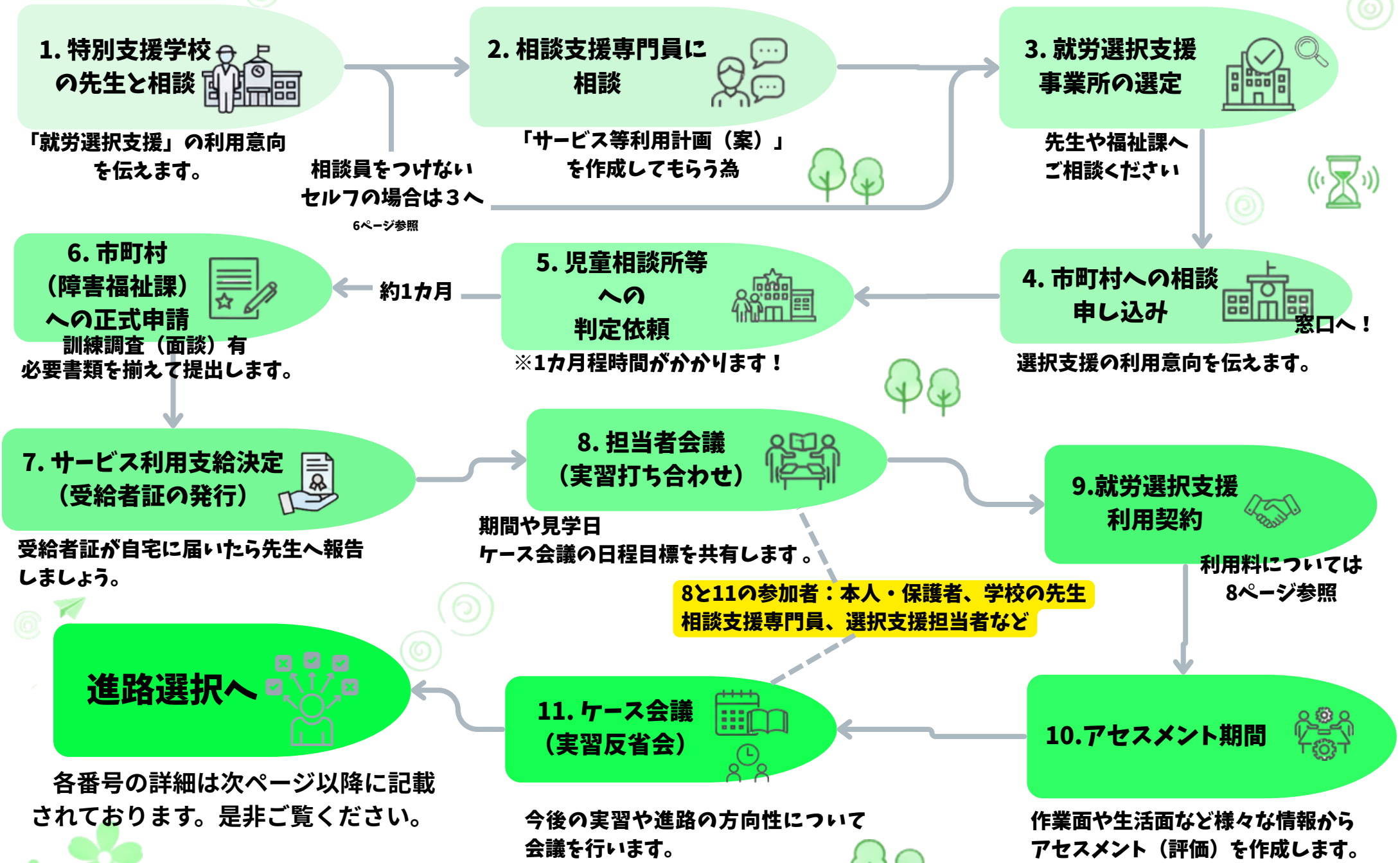
「自分らしく働くためのヒント」を見つける期間です。

実際の作業体験を通じ「どんな工夫があれば力を発揮できるか」「どんなサポートがあれば安心して働けるか」を一緒に整理します。

納得感のある進路選びのために、本人が自分の得意・不得意を正しく知り、「ここなら頑張れそうだ」という自信を持って次のステップへ進むための大切な準備期間です。

丁寧にアセスメントを行うことで、就職・入所後に「思っていたのと違った」というミスマッチによる早期離職のリスクを減らし、長く安定して働き続けることに繋げる事が就労選択支援の目的となります。

# 【特別支援学校在籍中の就労選択支援の流れ】



# 就労選択支援サービス利用の流れ 相談～利用開始までのステップ



※ステップ5～ステップ7まで1カ月～2カ月程お時間がかかります。

## ✔ ポイント

就労選択支援の手続きは、多くの関係機関（役所・児童相談所・福祉事業所・相談員）が関わります。ご本人にとって最善の進路を選ぶため、どの段階においても必ず学校の先生（担任や進路担当）への共有をお願いいたします。

# 支給決定までの流れ具体説明・関係機関の解説ガイド

## 【相談と準備】学校・専門員・事業所



### 1. 特別支援学校の先生と相談

**内容:** 三者面談などで「就労選択支援」を利用する意向を伝えます。

**ポイント:** 学校での作業学習の様子など、アセスメントに役立つ情報の整理をしましょう。

### 2. 相談支援専門員に相談

**内容:** サービスの利用に必要な「サービス等利用計画（案）」の作成を依頼します。

**準備:** 相談支援事業所と未契約の場合は、まずお住まいの役所で事業所リストをもらい契約します。

**ポイント:** 「就労選択支援を利用したい」とはっきり伝えてください。

卒業後の「就労継続支援B型」などの利用を見据えている場合、その意向も併せて伝えておくと、スムーズな計画作成に繋がります。

### 3. 就労選択支援事業所の選定

**内容:** 実際にアセスメントを受ける事業所を見学し、決定します。

**ポイント:** 卒業後の進路を見据え、本人が納得して通える場所を選びます。

## 【行政窓口】市役所・町役場（障害福祉課など）



### 4. 市町村への相談・申し込み

内容: 窓口へ行き「就労選択支援を利用したい」と伝えます。

☑️ポイント: 行政の障害福祉課などへご相談ください。ご本人の同行が必要な場合があります。

### 6. 市町村への正式申請

内容: 児童相談所長の意見書が届いてから正式に就労選択支援の利用申請をします。

持ち物: 利用申請書 サービス等利用計画案 他（市町村によって変動する場合がございます）

※それぞれの機関別に要点をまとめている為、ステップ5とステップ6は順番が逆になっております。

## 【重要判定】児童相談所（★最重要ポイント）



### 5. 児童相談所への判定依頼

内容: 18歳未満（または卒業前）の利用には、児相による「判定（意見書）」が必須です。

☑️ポイント: 混雑時は時間がかかるため、学校の先生と1カ月前には、スケジュール調整を行いましょう。

## 【利用開始】決定と契約



### 7. 支給決定（受給者証の発行）

内容: 行政から「受給者証」が自宅に届きます。

完了: 受給者証を持って、就労選択支援事業所と正式に利用契約を結び、利用開始となります。

## セルフプランとは



本来、相談支援事業所が間に入るのが一般的ですが「近隣の相談員がいっぱい受け付けてもらえない」「相談員が見つからない」「自分で計画を立てたい」などの場合に、本人や家族が作成します。

### 就労選択支援における「セルフ」の扱い



今回の制度改正（令和7年度～）で重要になるのは以下の点です。

- 原則としての流れ：就労選択支援を利用する際も、本来は「相談支援事業所」が関与して、全体のコーディネートを行うことが推奨されています。
- セルフの場合の進め方：相談支援専門員が見つからないため、「自治体（役所の窓口）」と「学校の先生」「本人・家族」が直接やり取りしながら、就労選択支援事業所を選び、契約を進めることとなります。

「本来は相談員さんに計画を作ってもらいますが、もし相談員さんが見つからない場合は、ご家族で計画を立てる『セルフプラン』という形でも就労選択支援は受けられます。その場合は、学校や役所とより密に連携を取りながら進めていきましょう。」



# 就労選択支援サービス利用の流れ

## 利用開始からのステップ

利用が決まったあと、サービス終了までの流れをまとめています。準備から利用開始までの目安がひと目でわかります。

### (サービス利用開始からの流れ)

1. 担当者会議  
(実習打ち合わせ)

1と2は同時に行う場合もあります

2. 就労選択支援  
利用契約

3. アセスメント  
期間

学校の実習期間 等

4. ケース会議  
(実習反省会)

約1カ月



# 就労選択支援 支給決定後の流れ解説ガイド

## 1. 担当者会議（実習打ち合わせ）



内容：本人・保護者、学校の先生、相談支援専門員、就労選択支援担当者が集まり、アセスメント期間や見学日、ケース会議の日程、目標を共有します。

☑️ポイント：「このアセスメント期間で何を確認したいか（例：立ち仕事の持続性、公共交通機関での移動など）」を全員で一致させておくことで、アセスメント期間をより有効的に過ごすことができます。

## 2. 利用契約



内容：ステップ7支給決定で届いた「受給者証」を提示し、就労選択支援事業所と正式に契約を結びます。

☑️ポイント：利用契約の説明を受け、利用日数や送迎の有無、昼食代などの実費負担についても最終確認を行います。印鑑やサインが必要になります。その他の持ち物も事前に確認しておきましょう。

## 3. アセスメント期間（評価実施）



内容：実際に就労選択支援事業所に通う、もしくは、実習先の事業所・企業で様々な作業やプログラムに取り組み、面談による本人の意向や、コミュニケーション能力など様々な場面や観点からアセスメントを作成していきます。

期間：原則一カ月以内（学校の現場実習時に利用する場合は、1～2週間）

☑️ポイント：失敗を恐れず、「どんなサポートがあれば安定して取り組めるか」を見つけるための大切な期間です。

## 4. ケース会議（合議）



内容：アセスメントシート（案）に基づき、本人・保護者、関係者が再度集まり、今後の実習や進路の方向性について議論を行います。

☑️ポイント：本人へのフィードバックを行い、進路選択の参考とする為の会議で、進路を決定するものではありません。

## 利用料について



就労選択支援の利用料は、多くの方が「0円（無料）」となります。  
ただし、世帯の所得に応じて月額上限額が設定されており、それ以上の負担は発生しません。詳しくは下記をご覧ください。  
\*その他の要件によって減免等がありますので、お住まいの行政担当課にお問い合わせください。

## 保護者の皆様へ全てのステップで「学校への報告・相談」を！

就労選択支援の手続きは、多くの関係機関（役所・児相・事業所・相談員）が関わります。お子様にとって最善の進路を選ぶため、どの段階においても必ず学校の先生（担任や進路担当）への共有をお願いいたします。

情報のズレを防ぐため：学校での様子と、外部機関での評価を合わせることで、より正確な適性判断ができます。  
スケジュールの調整：担当者会議やケース会議には先生の同席や資料作成が必要なため、早めの共有が不可欠です。  
卒業後の進路確定：全てのプロセスを共有しておくことで、スムーズな進路選択がしやすくなります。

### 具体的なタイミングの例

「役所へ相談に行きました」  
「就労選択支援の利用を考えている」  
「事業所の見学に行って、ここに決めたい」  
「受給者証が自宅に届きました」  
「事業所でのアセスメント中に、こんなことがありました」  
など些細なことでも相談しておくの良いです。



## 【参考資料・出典元】

本資料は、以下の厚生労働省による告示・通知、および実施マニュアル、そして就労選択支援事業所Jastポータルで特別支援学校の生徒が利用された流れを元に作成されています。より詳細な内容を確認したい場合は、各ウェブサイトをご参照ください。

厚生労働省公式ホームページ「障害者の就労支援対策の状況」

就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）など、各サービスの概要がまとめられています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_40524.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40524.html)



就労選択支援実施マニュアル（厚生労働省）

サービスの流れや、アセスメント（評価）の具体的な考え方が示された、現場・行政向けの公式ガイドラインです。

就労選択支援の創設背景や、利用対象者の条件（B型利用希望者の原則利用など）が明記されています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001489152.pdf>



さらに詳しく知りたい方は（厚生労働省ホームページ）制度の公式な案内や実施マニュアルをご覧ください。カメラで読み取ってご確認ください。



特定非営利活動法人エヌピーオー事業協議会（就労支援Jast）ホームページ



TEL：049-298-3303

Mail：jast@true.ocn.ne.jp

些細なことでもご相談お待ちしております。



特定非営利活動法人エヌピーオー事業協議会  
就労選択支援事業所 就労選択支援Jastポータル  
就労選択支援員 増田 琢人